

市民センターのあり方について

平 成 3 0 年 9 月

政策部公共施設再編推進室

市民センターのあり方について

1 検討体制

「公共施設再配置計画」の策定にあたり、合併前の旧市町村単位で公共施設再配置計画検討委員会を設置し、委員の方々から様々な意見をいただいたが、その中で、市民センターについては、長期的には現在の市民センターの圏域を越えた統廃合もあり得るのではないかとの意見があったため、そのことを「公共施設再配置計画」の中で定める「機能再配置の基準」に反映させ、庁内組織である公共施設再編推進検討委員会に諮ったうえで、パブリックコメント及び公共施設再配置計画検討委員会への報告を実施した。

2 今後の市民センターのあり方についての検討結果

市民センターのあり方について、基本方針としては以下のとおりとする。

ただし、今回取りまとめた市民センターのあり方については、現時点での状況を勘案したもので、今後、取り巻く状況が変化すれば検討する。

【基本方針】

- 1 市民センター機能については、現在の市民センター単位を基本として残す。ただし、長期的には、地域の実情なども踏まえたうえで、現在の市民センターの圏域を越えた統廃合もあり得る。
- 2 市民センター庁舎の基本的な考え方としては、地域に密着した小規模多機能型とする。
- 3 市民センター業務については、関係課と調整のうえ、本庁への集約または市民センター間での連携を図る。

上記の基本方針に関する具体的内容は以下のとおりとする。

【具体的内容】

- 1 今後、各地域において人口減少、少子高齢化が進んでいく中、住民サービスの維持に努めつつ、本庁、市民センター間で業務の集約化、連携強化を図り、効率的な組織体制を整える。
- 2 多様化する行政ニーズへの対応や、地域に密着したきめ細かい住民サービスの提供を可能にするとともに、福祉から防災まで、広範囲の業務に対応できる小規模多機能型の組織とする。

- 3 市民センター間の連携だけでなく、公的団体（郵便局、ＪＡ、消防団、商工団体、社会福祉協議会など）や民間団体等とも協力・連携することにより、地域全体で地域を支え、発展させていける仕組みを構築する。
- 4 市民センター庁舎については、市民センターが地域コミュニティの核としての役割を担うべく、地域住民が集まりやすい施設（市民センター以外の機能を含む複合施設など）となるよう検討する。

3 今後の予定

上記の検討結果を今後の市民センターのあり方とするが、実際に建替等を検討する際には、地元で庁舎改修等検討委員会等を設置し、将来の地域の姿を見据え、地域コミュニティの核としての複合施設とするなどの具体的な検討を進めていくこととする。